

佐渡市と新潟大学との連携協議会要項

(趣旨)

第1 この要項は、佐渡市と新潟大学との連携に関する協定書(以下「協定書」という。)
第3条第2項の規定に基づき、佐渡市と新潟大学との連携協議会(以下「連携協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2 連携協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協定書第2条に掲げる分野において、連携・協力して行う事業に関すること。
- (2) その他佐渡市と新潟大学との連携に関すること。

(組織)

第3 連携協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 佐渡市長から推薦された者 若干人
- (2) 佐渡市教育委員会から推薦された者 若干人
- (3) 新潟大学長から推薦された者 若干人

(議長)

第4 連携協議会に議長を置き、委員の中から互選する。

- 2 議長は、連携協議会を招集する。
- 3 議長に事故があるときは、議長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5 連携協議会は、年2回定期的に開催するものとする。ただし、臨時に開催することができる。

- 2 連携協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6 連携協議会に関する事務は、佐渡市においては総合政策課が、新潟大学においては研究企画推進部産学連携課がそれぞれ処理するものとする。

(雑則)

第7 この要項に定めるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項は、連携協議会が別に定める。

附 則

この要項は、平成21年2月17日から実施する。

附 則(平成22年7月20日・一部改正)

この要項は、平成22年7月20日から実施する。

附 則(平成23年7月19日・一部改正)

この要項は、平成23年7月19日から実施する。

附 則(平成26年11月13日・一部改正)

この要項は、平成26年11月13日から実施する。